

7 教員免許状の取得について

教員免許状を取得するためには、免許状の種類にもよりますが、卒業に必要な科目とは別にかなり多くの科目を履修する必要があります。

さらに、一定期間の教育実習が必要になります。通常の実習校では4年生で2～4週間の教育実習、1週間の栄養教育実習を実施しています。ただし、実習校によっては3年次に1週間、4年次に2週間の実習を実施する学校などもあります。教育実習期間は、あくまでも実習校の都合によって決まります。

また、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、特別支援学校で2日間と社会福祉施設で5日間の計7日間の介護等の体験が義務付けられ、介護等体験証明を得ることが必要です。

1. 教育実習

実習期間

教員免許状の種類	実習校の種別	実習期間	修得単位数
中学校教諭1種免許状	中学校	3～4週間	4単位
高等学校教諭1種免許状	高等学校	2週間	2単位
栄養教諭1種免許状	小学校または中学校	1週間	2単位
栄養教諭2種免許状	小学校または中学校	1週間	2単位

中学校及び高等学校教諭の二種類の教員免許状を取得しようとする場合は、中学校または高等学校で3～4週間教育実習をおこないます。

教員免許状の種類	実習校の種別	実習期間	修得単位数
小学校教諭1種免許状	小学校	4週間	4単位

実施時期

教育実習の実施は4年次の前期を原則としますが、実習校の都合により他の時期に実施することもあります。なお、実習生個人の都合は考慮されません。

実習校の種別	実習の時期
高等学校	4年次の5月下旬から6月下旬までのうちの2週間 (ただし、同時に中学校教諭1種免許状取得希望者は、3～4週間)
中学校	4年次の5月下旬から6月下旬までのうちの3～4週間 (3年次に1または2週間の観察参加実習、4年次に2週間の本実習というように実習をわけておこなう学校もあります)
小学校	4年次の5月から6月までのうちの4週間
栄養教諭	4年次の5月から6月までのうちの1週間

2 . 介護等体験

法律の制定

平成9年6月18日に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が公布され、平成10年4月1日から施行されています。

<趣旨>

義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校または中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障がい者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験をおこなわせる措置を講ずるため法律等が定められました。

内容

小学校および中学校教諭の普通免許状を授与するための要件として、教員免許法第5条第1項に規定する要件（科目的履修）に加え、介護等の体験を要件とすることになりました。介護等の体験とは、18歳に達した後7日間をくだらない範囲で特別支援学校または社会福祉施設でおこなわれる体験を指します。社会福祉施設とは児童福祉法、老人福祉法など各種法律で定める施設で、具体的には肢体不自由児施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設などです。特別支援学校とは、盲学校・ろう学校・養護学校などの学校のことです。

具体的な内容

社会福祉施設

社会福祉施設利用者・児の介護および介助、同利用者との交流（話し相手）・学習活動の支援、社会福祉施設がおこなう行事・バザー・サークル活動等の手伝い、掃除・洗濯・おむつたたみ等の作業の手伝い、社会福祉施設ボランティアとともにおこなう活動への参加、その他受け入れ社会福祉施設が用意した活動への参加

特別支援学校

水泳実習引率、運動会補助、歩行介助、クラブ活動補助、調理実習補助、社会見学補助、プール監視、学芸祭補助、陸上大会補助など

実施時期

社会福祉施設

2年生で体験をおこなうことになります。2年次の5月に東京都社会福祉協議会へ大学から一括して申し込みます。協議会は受入施設を調整して6月中に大学に通知します。体験期間は7月から翌年の3月の間になります。受入施設と時期は社会福祉協議会が指定するので個人の希望は考慮されません。体験期間が決定するまでは私的な予定（特に夏休み中の私的な留学や合宿免許、旅行等）を入れないでください。また受入施設によっては、交通の便が悪くタクシー等を使って通わなければならないところもあります。

特別支援学校

3年生で体験をおこなうことになります。3年次4月末までに東京都教育委員会へ大学から一括して申し込みます。教育委員会は受入校を調整して5月に大学に通知します。体験期間は5月から翌年の3月の間になります。受入校と時期は教育委員会が指定するので個人の希望は考慮されません。また受入校によっては、交通の便が悪くタクシー等を使って通わなければならぬところもあります。

介護等体験生の責務

- ・ 介護等体験において知り得た、プライバシーに関する情報については決して他に漏らしてはなりません。
- ・ 社会福祉施設は利用者にとって生活の場、就労および生活訓練の場であることを十分理解し、利用者の尊厳を傷つけることのないよう格段の注意を心掛けてください。

- ・ 介護等体験生は、大学および介護等体験校の指導に誠実に従わなければなりません。

経費

社会福祉施設では、1日あたり1,900円（+消費税）の体験費用が必要です。この経費は各学年で徴収する教職課程履修費から支出します。ただし、交通費、食費などは学生本人の負担となります。

特別支援学校への交通費などは学生本人の負担となります。

健康診断書・細菌検査結果の提出

実習施設によっては健康診断書や細菌検査結果の提出が必要となります。関係書類の提出は資格支援グループから実習生に連絡しますので、余裕をもって準備をしてください。健康診断書や細菌検査に係る費用は学生本人の負担となります。

関係書類の提出ができない場合は、予定どおりに介護等体験をおこなうことができなくなり、介護等体験の日程を変更することは、介護等体験生を受け入れる施設にとって大きな負担になります。早めに準備をおこなうなど、期日を守るよう、各自、注意してください。

やむを得ない事情などで、万が一、提出書類に不備があり、日程を変更しなければならない場合は、学生が体験施設と直接交渉することは許されていません。資格支援グループに連絡して指示に従ってください。

体験日程の変更について

学生が個人的に体験期日の日程等の変更依頼を体験施設におこなうことはできません。

病気・事故等により予定の期日に体験できないことが事前に明らかになった場合には、すぐに変更理由等を資格支援グループに申し出てください。体験日程を変更できるか否かは、大学から体験施設に連絡を取り、体験施設と協議のうえ決定します。

ただし、台風・大雪等の気象災害、交通機関のストライキ等に伴い、交通機関の遅延や運行停止が懸念される場合において、急遽、その日の体験ができなくなる可能性が生じたときは、学生が体験施設に至急連絡し、体験施設の指示に従ってください。体験施設の指示により、その日の体験ができなくなった場合には、速やかに資格支援グループに連絡してください。この場合にも、体験日程の再調整は、大学から体験施設に連絡を取り、体験施設と協議のうえ決定します。

その他

- ・ 社会福祉施設での介護等体験は1日5～6時間を原則としますが、施設によっては午前7時30分から午後3時、午前8時30分から午後5時といった時間で実施することもありますので、施設の指示に従ってください。
- ・ 学生個人が特別支援学校あるいは社会福祉施設と直接交渉することは原則として許されていません。上記　ただし書きの場合を除き、全て大学を通しておこなうことになります。
- ・ やむを得ない事情で介護等体験を辞退する場合も、きちんと大学を通して辞退の手続きをとることが必要です。この手続きを怠ったり施設で好ましくない態度等がみられた場合は、大学そのものが介護等体験の実施登録を抹消されることもあります。個人の行動が他の学生も含めた大学全体に関わることを自覚することが必要です。確かな目的を持って介護等体験をおこなってください。

3. 教職課程履修費について

教職課程履修者に対して、「教職課程履修費」を徴収します。教育実習費は「教職課程履修費」の中から実習校(園)へ支払います。

2019年度入学生に対する教職課程履修費は以下のとおり。(定められた日時に納入すること。)

免許状種別	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	計
中学校・高等学校1種	6,000円	15,000円	6,000円	22,000円	49,000円
高等学校1種	6,000円	5,000円	6,000円	15,000円	32,000円
小学校	11,000円	15,000円	11,000円	22,000円	59,000円
栄養1種	6,000円	3,000円	6,000円	5,000円	20,000円
栄養2種			5,000円	5,000円	10,000円

徴収した課程履修費は、教育実習校に対する実習費、介護等体験費、保険料、教員採用試験対策特別講座の講師謝礼、『教職課程 教員志望者のための手引き』印刷代、教育実習録印刷代、実習録ファイル代、実習関係書類の送付代金、履修カルテシステム使用料などに充当しています。

一度納入した履修費はいかなる理由があっても返戻いたしません。

教職事務取り扱い時間および連絡先

	教職事務取扱	事務取扱時間	連絡先
千代田	教育支援センター 資格支援グループ	月～金曜 8:30～16:40 土曜 8:30～13:10	03 5275 6319

注 書類提出・履修費納入等はその都度日時を指定しますのでガイダンス・掲示板等で確認してください。

4. 学外実習にともなう麻疹(はしか)の対応について

文部科学省等からの指導により、学生が学外の施設で各種の実習(教育実習、介護等体験、保育実習等)をする場合は、受け入れ先への感染を防止するため、麻疹にかかったことがあるか、もしくは過去に予防接種を受け、抗体があるかを把握しておく必要があります。

学外実習をおこなう学生は、1年次に『麻疹予防接種証明書』を提出してもらいます。詳細は、各キャンパスの掲示板および配付書類で確認してください。なお、予防接種(ワクチン接種)証明書発行等にかかる費用は、すべて個人負担となります。

5. 賠償責任保険の加入について

本学の2年生から4年生まで、「教育実習」「介護等体験」のいずれかを実施する者は、賠償責任保険に加入します。賠償責任保険とは、教育実習および介護等体験をおこなっている時に、「他人にケガをさせたり」「財物を壊してしまった」場合に補償される保険です。実習先や体験先で、上記事態が起こった場合は実習校の指導教諭に報告し、速やかに資格支援グループに連絡してください。

保険料は、教職課程履修費から支出されるので、別途納入の必要はありません。

6. 教職課程を履修しながら同時に履修できる他の課程

家政学部

被服学科 「博物館学芸員」、「1級衣料管理士」

食物学科食物学専攻 「栄養士」

食物学科管理栄養士専攻 「栄養士」、「管理栄養士」

児童学科児童教育専攻（小学校の教職課程を履修している学生） 「学校図書館司書教諭」、「博物館学芸員」

文学部

日本文学科 「博物館学芸員」または「学校図書館司書教諭」

英語英文学科 「博物館学芸員」または「学校図書館司書教諭」

社会情報学部

社会情報学科 「学校図書館司書教諭」